

高岡市道路の位置指定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道（以下「指定道路」という。）に関し、その指定に必要な基準を定めるものとする。

(指定道路の配置)

第2条 指定道路の配置については、土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を勘案して十分留意すること。

(取付道路)

第3条 指定道路は、その両端を現に幅員が4メートル以上の道路（法第42条第1項に規定する道路。以下「道路」という。）に接続すること。ただし、市長が地形状やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(幅員)

第4条 指定道路の幅員は、別図第1又は、別図第2に示す方法により測ることとし、最小有効幅員4メートルを確保すること。

- 2 法を伴う指定道路の場合は、法じりを道路敷とすること。
- 3 両端が道路に接続する指定道路で区間距離が75メートルを超える場合は、幅員を6メートル以上とすること。
- 4 袋路状の指定道路で、その延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する場合は、当該道路の延長を含む。）が35メートルを超える場合は、幅員を6メートル以上とすること。
- 5 袋路状の指定道路の幅員が6メートル未満で、かつ、延長が35メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内毎に転回広場を設けること。

(袋路状道路)

第5条 袋路状の指定道路の終端における敷地地先の状態が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定道路の終端をそれぞれの敷地の末端まで接続すること。

- (1) 通路、用排水路、堤敷地等になっている場合
- (2) 公園、広場等になっている場合
- (3) その他避難できる状況になっている場合

(転回広場)

第6条 転回広場の形状は、別図第3から第8までのいずれかに該当するもの又はこれに準ずるもので有効と認められるものとする。

(隅切り)

第7条 幅員が6メートルを超える指定道路は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の開発許可に準じた隅切りを設けること。

2 指定道路の配置において同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所により生ずる内角が止むを得ず60度未満となった場合は、底辺の長さが3メートル以上となる二等辺三角形の隅切りを設けること。（別図第9参照）

3 指定道路が他の道路に接続する部分で、両側に隅切りを設けることが不可能である場合は、別図第10に示す方法による片側隅切りを設けること。

4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項第2号ただし書の規定により、隅切りを設ける必要がないと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定道路が幅員12メートル以上の道路に接続する場合

(2) 指定道路が2メートル以上の歩道を有する道路に接続する場合

(緩衝部分)

第8条 指定道路が他の道路と接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分には縦断勾配が2.5パーセント以下で、かつ、長さ6メートル以上の緩衝部分を設けること。

(勾配)

第9条 指定道路は横断勾配を付けること。

2 指定道路の縦断勾配は、9パーセント以下とすること。

(階段状の道路)

第10条 令第144条の4第1項第4号ただし書の規定により、避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。（別図第11参照）

(1) 指定道路の延長が35メートル以下の場合

(2) 他の道路に接続する部分に、奥行1.5メートル以上の踏込みを設けたものである場合

(3) 階段の構造が次のアからオまでに掲げる要件に該当する場合

ア コンクリート、石等堅固で耐久性のある材料を使用している場合

イ 階段及び踊場の幅が道路の幅員と同一である場合

ウ けあげが15センチメートル以下で、かつ、踏面は30センチメートル以上である場合

エ 高さが4メートルを超えるものにあつては、高さ4メートル以内毎に路面寸法が1.5メートル以上の踊場を設けてある場合

オ 建築物の敷地からの出入口に接する部分に、路面が1.5メートル以上の踊場を設けてある場合。この場合において、エに定める踊場がある場合は当該踊場をもって代えることができる。

(排水施設)

第 11 条 令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する排水に必要な施設（以下「排水施設」という。）は、別図第 1 に示す側溝又はこれと同等以上の機能を有し、排水上及び耐力上支障のない側溝とする。

2 排水施設は、指定道路の両側に設けること。ただし、周囲の状況によりやむを得ない場合は、片側に限り別図第 2 に示す側溝又はコンクリート擁壁とすることができる。

3 排水施設の構造は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 縦断勾配が、0.2 パーセント以上あるもの

(2) 暗渠部と接続する場合及び排水施設の合流点に、ため柵が設けてあるもの

(3) 排水施設の流沫が、地区内の下水及び雨水を有効かつ適切に排水できるような措置が講じられ、宅地内の土砂が排水施設に流入しないもの

(給水施設)

第 12 条 給水管を布設するときは、あらかじめ市水道局と協議すること。

(下水施設)

第 13 条 下水管を布設して、これを公共下水道へ接続する場合は、あらかじめ下水道管理課と協議すること。

(防護施設)

第 14 条 指定道路のうち、屈曲、崖等により通行上危険を伴う恐れがある箇所又はなだれ落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所にはガードレール、柵、擁壁等交通安全上必要な防護施設を設けること。

(道路の位置の表示)

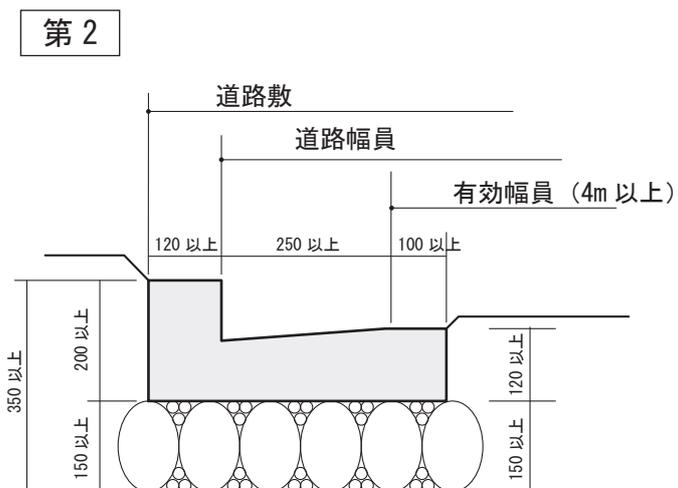
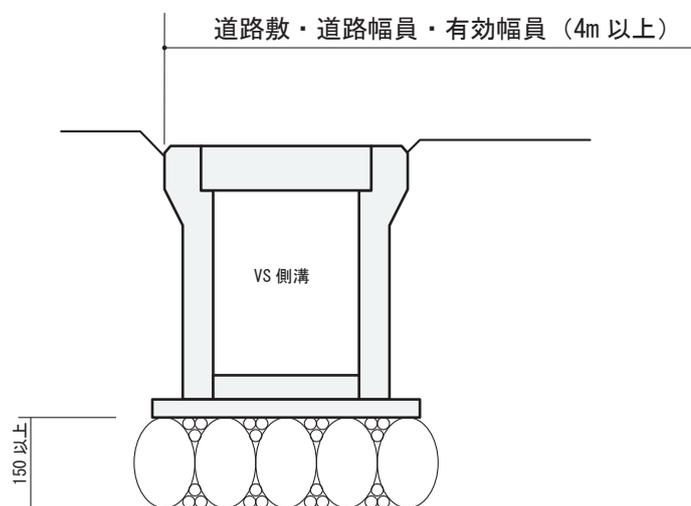
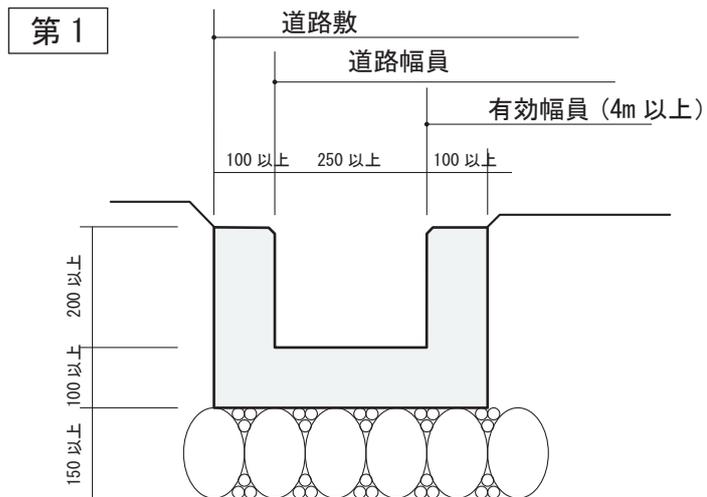
第 15 条 指定道路の位置の指定を受けた者は、別図第 12 に示す木製等の標識を道路の起端、終端等の付近に設置し、その道路の位置を表示すること。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

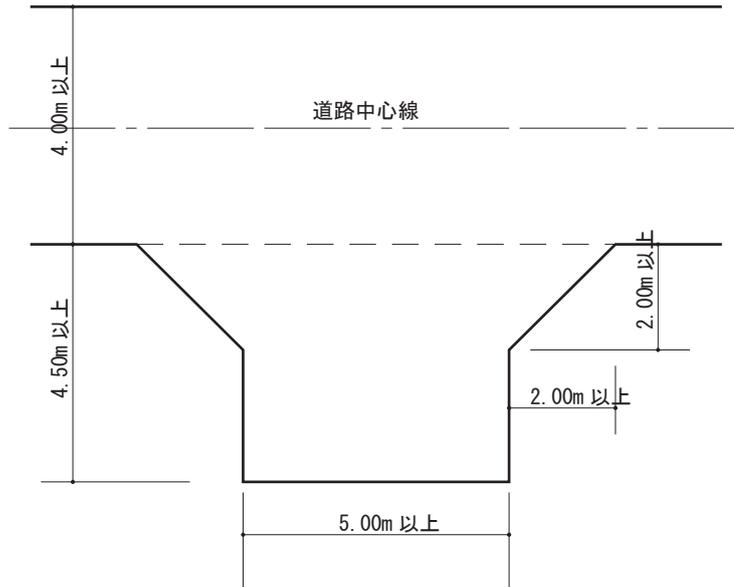
附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

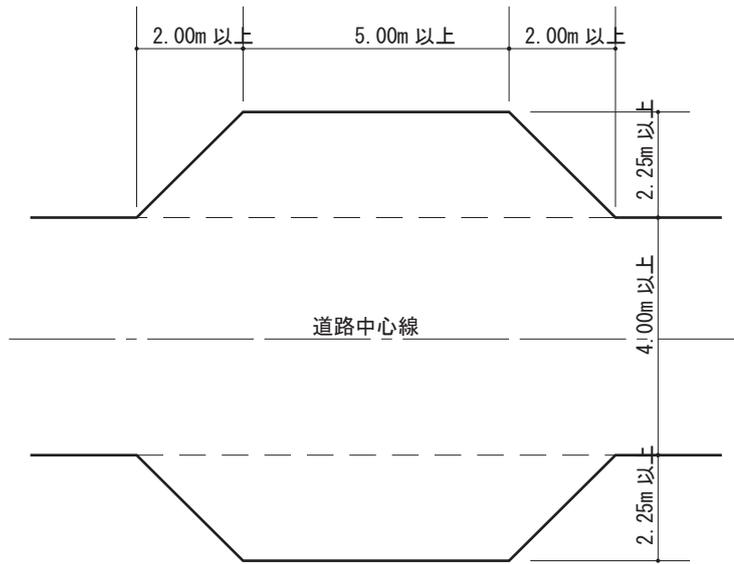


※アスファルト舗装等に限る

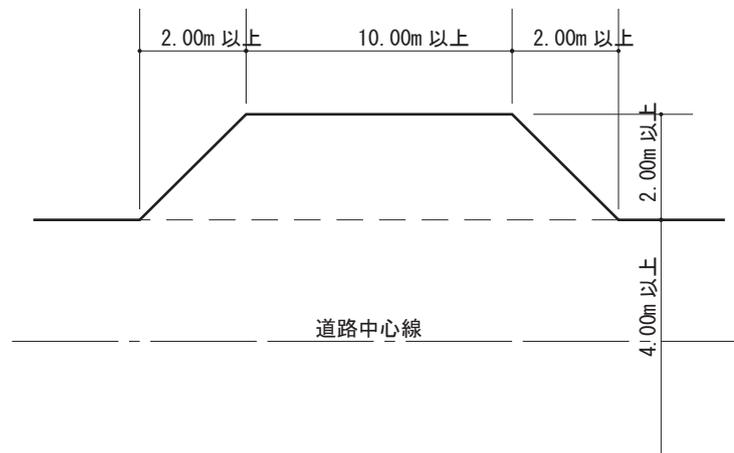
第 3



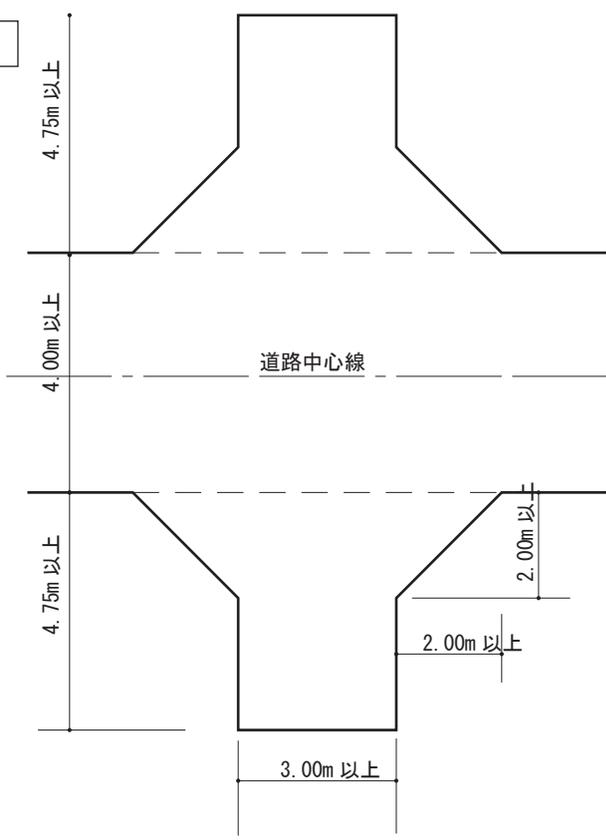
第 4



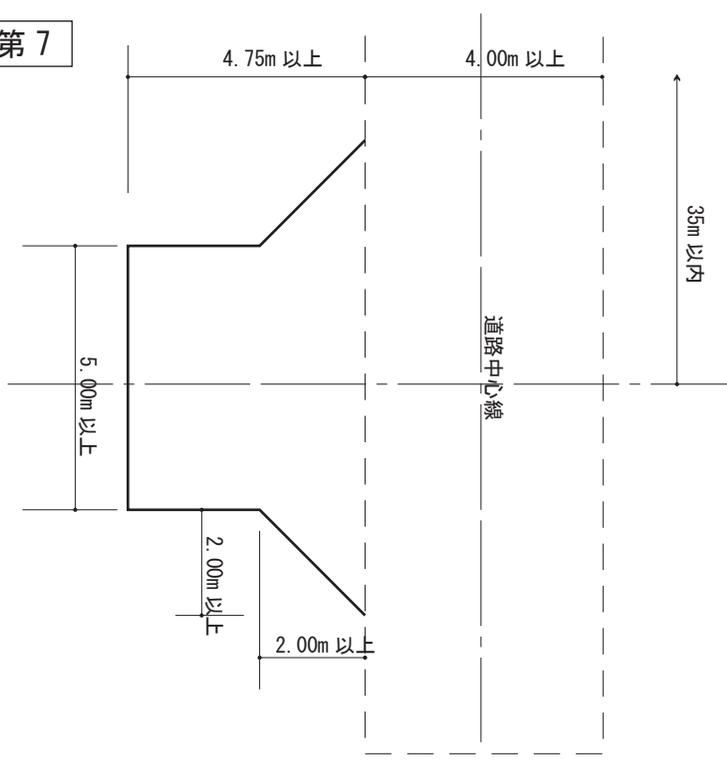
第 5



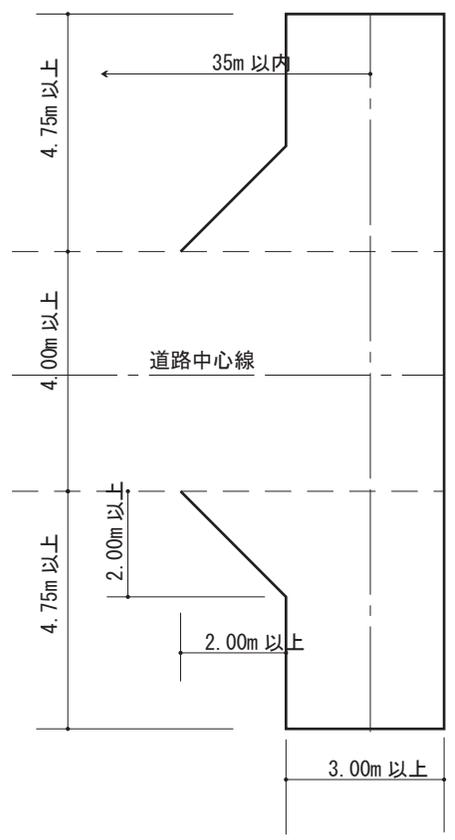
第 6



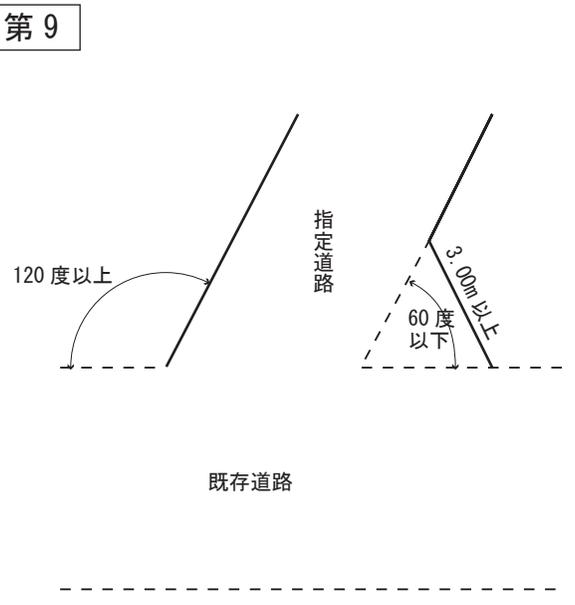
第 7



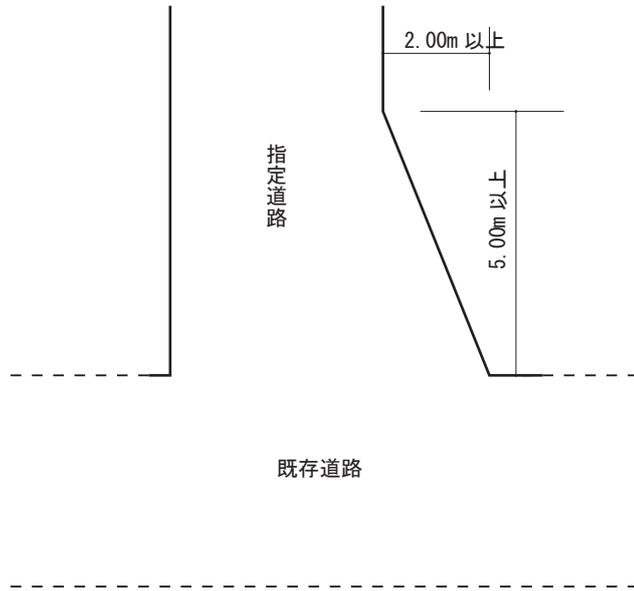
第 8



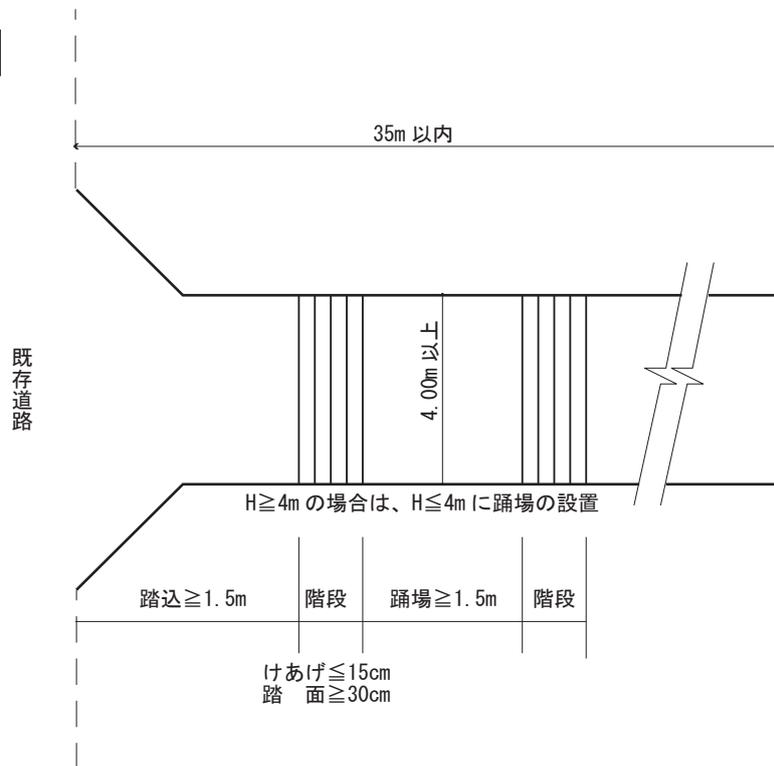
第 9



第 10

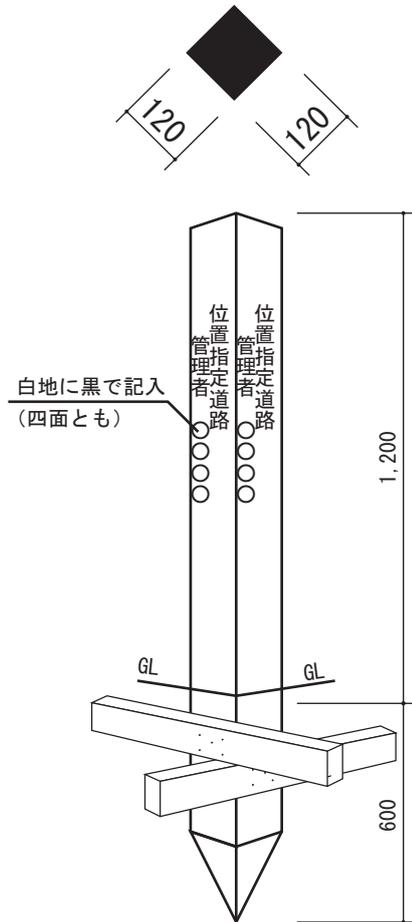


第 11



第 12

木製柱の場合



金属プレートの場合



※文字は金属板に彫りこむなど消えないようにし、移動しないようビスなどで側溝に固定すること。